

高齢者の虐待を防止しましょう

平成26年度の高齢者虐待に関する県内市町村への相談・通報件数は243件で、うち虐待と認定された件数は135件に上りました(特別養護老人ホームなどの養介護施設従事者による虐待は、ありませんでした)。

虐待と認定された件数

	件数
H26	135
H25	133
H24	135
H23	147

虐待を受けた高齢者は、認知症を有する75歳以上の女性が多く、同居の息子から暴力などの**身体的虐待**を受けるケースが多い傾向にあります。そのほか高齢者虐待には、次のようなものがあります。

◆放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、必要な医療・介護サービスの利用を妨げる、世話をしないことなどにより、高齢者の

生活環境や身体・精神的状態を悪化させる行為。

◆心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどにより、高齢者に対して著しく精神的に苦痛を与える行為。

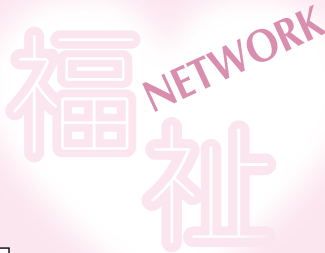
◆経済的虐待

高齢者本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。本人の年金を本人のために使用せず、必要な医療・介護サービスを受けさせないことは、経済的虐待にも該当します。

◆性的虐待

排せつの失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど、高齢者にわいせつな行為をしたりさせたりする行為。

虐待を発見した人は「通報する義務がある」と高齢者虐待防止法に定められています。通報者の秘密は守られますので、安心して地域包括支援センターへ相談・通報してください。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1105

保育士の資格を活かして 保育所(園)で働きませんか

県保育士・保育所支援センターでは、保育所(園)の入所(園)を待つ待機児童を解消しようと、一人でも多くの保育士の人が保育所(園)で働けるよう、相談支援(表1)や研修を行っています。

次のようなことで悩んでいる保育資格を持った人は、ぜひ一度ご相談ください。

- ・今後、保育士としての復帰を考えている。
- ・復帰を考えているが、保育士としてブランクがあり、再就職への自信がない。
- ・保育士資格はあるが、実際に保育現場で働いたことはない(または経験が少ない)。
- ・子育てと両立しながら働ける勤務時間で、求人を探したい。
- ・退職後、空いた時間で2～6時間だけパート保育士として働きたい。
- ・久しぶりの就職活動なので、最近の保育園(所)

の求人などの情報がほしい。

- ・働ける時間帯や曜日が限られていて、なかなか応募できる求人がない。

表1 県保育士・保育所支援センター利用案内

開所日	月曜日～金曜日、第2土曜日 ※土・日・祝日・年末年始は休み
受付時間	午前9時から午後5時 ※専任コーディネーターが対応しますが、不在になる場合もありますので、来所の際は事前の連絡をお願いします
場 所	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内
電話番号	019-637-4544
公用携帯	080-8201-8776(専任コーディネーター直通)
FAX	019-637-9612
メール	fukushijinza-i@iwate-shakyo.or.jp ※メールの場合は、氏名・電話番号・住所を明記してください

専任コーディネーターが、勤務条件などの希望を聞いた上で、保育所(園)と調整しますので、気軽にご相談ください。